

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第87号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第19条）

第2章 助産施設（第20条－第23条）

第3章 乳児院（第24条－第32条）

第4章 母子生活支援施設（第33条－第41条）

第5章 保育所（第42条－第49条）

第6章 児童厚生施設（第50条－第53条）

第7章 児童養護施設（第54条－第63条）

第8章 福祉型障害児入所施設（第64条－第72条）

第9章 医療型障害児入所施設（第73条－第77条）

第10章 福祉型児童発達支援センター（第78条－第83条）

第11章 医療型児童発達支援センター（第84条－第87条）

第12章 情緒障害児短期治療施設（第88条－第95条）

第13章 児童自立支援施設（第96条－第106条）

第14章 児童家庭支援センター（第107条－第109条）

第15章 補則（第110条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の向上等）

第2条 知事は、岩手県社会福祉審議会条例（平成12年岩手県条例第4号）第1条に規定する岩手県社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、この条例に規定する基準（以下「最低基準」という。）を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第3条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一般原則）

第4条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、入所している者の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生に関する事項及び入所している者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第5条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害が発生した時において必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第6条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第7条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第8条 児童福祉施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この

限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第10条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）に規定する行為を行ってはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第11条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定に基づき懲戒に関し児童等の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第12条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所している者を入浴させ、又は清拭<sup>しき</sup>しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供)

第13条 児童福祉施設（助産施設を除く。次項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、省令に規定する方法により、食事を提供しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、児童福祉施設における食事の提供については、省令に規定するところによる。

(入所した者及び職員の健康診断)

第14条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項において同じ。）の長は、規則で定めるところにより、入所した者及び職員の健康診断を行わなければならない。

- 2 前項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助

産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、停止する等必要な手続をとることを児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭又はこれに準ずるものを次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭又はこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）を当該施設のその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭（当該施設が当該児童のために使用した金銭を除く。）を当該児童に取得させること。

(規程)

第16条 児童福祉施設を運営する者は、規則で定める事項のうち必要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

(帳簿の整備)

第17条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第19条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、その行った措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施について県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

## 第2章 助産施設

### (種類)

第20条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第2種助産施設とは、医療法に規定する助産所である助産施設をいう。

### (入所させる妊産婦)

第21条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、当該妊産婦以外の妊産婦を入所させることができる。

### (第2種助産施設に置くべき職員)

第22条 第2種助産施設には、省令に規定するところにより、職員を置かなければならない。

### (異常分べん時の措置)

第23条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

## 第3章 乳児院

### (設備の基準)

第24条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。

(3) 観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第25条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

(2) 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。

### (乳児院に置くべき職員及びその員数等)

第26条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）に置くべき職員及びその員数等は、省令に規定するところによる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

### (乳児院の長の要件等)

第27条 乳児院の長は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

2 乳児院の長は、規則で定めるところにより研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育)

第28条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第14条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(乳児の観察)

第29条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第30条 乳児院の長は、第28条第1項に規定する目的を達成するため、入所中の乳幼児について、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第31条 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に業務の改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第32条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

#### 第4章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第33条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。

2 前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第34条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調

理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

（母子生活支援施設の長の要件等）

第35条 母子生活支援施設の長は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

- 2 母子生活支援施設の長は、規則で定めるところにより研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の要件）

第36条 母子支援員は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

（生活支援）

第37条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、母子の自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第38条 母子生活支援施設の長は、前条に規定する目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第39条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に業務の改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第40条 母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、第5章の規定（保育士の配置に係る規定を除く。）を準用する。

- 2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、省令に規定するところによる。

(関係機関との連携)

第41条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第5章 保育所

(設備の基準)

第42条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物及び保育室等を3階以上に設ける建物は、規則で定める要件に該当するものであること。

(保育所の設備の基準の特例)

第43条 省令に規定する要件を満たす保育所は、第13条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(保育所に置くべき職員及びその員数)

第44条 保育所には、省令に規定するところにより、職員を置かなければならない。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第1条に規



定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上)、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

(保育時間)

第45条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定める。

(保育の内容)

第46条 保育所における保育は、省令に規定するところにより、行わなければならない。

(保護者との連絡)

第47条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第48条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定に基づき当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第49条 法第56条第3項の規定に基づき徴収する徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

## 第6章 児童厚生施設

(設備の基準)

第50条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(児童厚生施設に置くべき職員)

第51条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かななければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第52条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成を図る活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第53条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

## 第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第54条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。

(3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

2 前項に定めるもののほか、児童養護施設の設備の基準は、規則で定める。

(児童養護施設に置くべき職員及びその員数)

第55条 児童養護施設に置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(児童養護施設の長の要件等)

第56条 児童養護施設の長は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

2 児童養護施設の長は、規則で定めるところにより研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の要件)

第57条 児童指導員は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

(養護)

第58条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第59条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等により行わなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等により行わなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第60条 児童養護施設の長は、第58条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第61条 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に業務の改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第62条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第63条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

## 第8章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第64条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- (2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備を設けること。
- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、訓練室及び屋外訓練場を設けること。
- (6) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以

下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

2 前項に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の設備の基準は、規則で定める。

(主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設に置くべき職員及びその員数)

第65条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設に置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。

(生活指導及び学習指導)

第66条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するよう行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第59条第2項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第67条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第59条第3項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第68条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第69条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第62条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第70条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、当該児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第71条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉を害することのないよう十分配慮しなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第72条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第14条第1項に規定する入所時の健康診断の実施に当たり、特に盲ろうあの原因

及び機能障害の状況を精密に診断し、治療の可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的見地からの診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

## 第9章 医療型障害児入所施設

### (設備の基準)

第73条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

(2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、設けることを要しないこと。

2 前項に定めるもののほか、医療型障害児入所施設の設備の基準は、規則で定める。

(主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設に置くべき職員及びその員数)

第74条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設に置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。

(心理学的及び精神医学的診査)

第75条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第71条の規定を準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第76条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的見地からの診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(児童と起居を共にする職員等)

第77条 医療型障害児入所施設（主として法第7条第2項に規定する重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第62条、第66条、第67条及び第70条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第68条の規定を準用する。

## 第10章 福祉型児童発達支援センター

### (設備の基準)

第78条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練

室、遊戯室、屋外訓練場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

- (2) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。
- (4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- (5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- (6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

（福祉型児童発達支援センターに置くべき職員及びその員数等）

第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この条において同じ。）には、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。次項において同じ。）を置かなければならない。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。

3 前2項に定めるもののほか、福祉型児童発達支援センターに置くべき職員及びその員数等は、省令に規定するところによる。

（生活指導及び計画の作成）

第80条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第66条第1項及び第68条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第81条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第82条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療の可能な者については、できる限り治療しなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第83条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的な診査については、第71条の規定を準用する。

第11章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第84条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、医療型児童発達支援センターの設備の基準は、規則で定める。

(医療型児童発達支援センターに置くべき職員)

第85条 医療型児童発達支援センターに置くべき職員は、省令に規定するところによる。

(入所した児童に対する健康診断)

第86条 医療型児童発達支援センターにおいては、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的見地からの診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第87条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の作成及び保護者等との連絡については、第66条第1項、第68条及び第81条の規定を準用する。

## 第12章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第88条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- (3) 男子と女子の居室は、これを別にすること。

2 前項に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、規則で定める。

(情緒障害児短期治療施設に置くべき職員及びその員数)

第89条 情緒障害児短期治療施設に置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(情緒障害児短期治療施設の長の要件等)

第90条 情緒障害児短期治療施設の長は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設の長は、規則で定めるところにより研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第91条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第92条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第93条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に業務の改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第94条 情緒障害児短期治療施設については、第62条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第95条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

### 第13章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第96条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第54条(第1項第2号ただし書を除く。)の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(児童自立支援施設に置くべき職員及びその員数)

第97条 児童自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(児童自立支援施設の長の要件等)

第98条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条に規定する児童自立支



援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業（児童自立支援施設において児童の自立支援等を行うことをいう。以下同じ。）に5年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が5年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの

2 児童自立支援施設の長は、規則で定めるところにより研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童自立支援専門員の要件）

第99条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (4) 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定に基づき大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が2年以上であるもの
- (5) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が2年以上であるもの
- (6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が2年以上であるもの
- (7) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定に基づき大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が5年以上であるもの
- (8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事した

もの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の要件)

第100条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第101条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第59条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第102条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第103条 児童自立支援施設は、自らその行う法第44条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に業務の改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第104条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関等との連携)

第105条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機関等と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第106条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

第14章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第107条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(児童家庭支援センターに置くべき職員)

第108条 児童家庭支援センターに置くべき職員は、省令に規定するところによる。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第109条 児童家庭支援センターにおける支援（法第44条の2第1項に規定する業務をいう。）を行うに当たっては、児童及びその保護者の意向の把握に努めるとともに、懇切丁寧に行うことを旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子及び寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

#### 第15章 補則

第110条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設（就学前保育等推進法第3条第3項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳未満の幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳未満の幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第42条第6号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

3 特例幼保連携保育所であって満3歳以上の幼児につき第44条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満3歳以

上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

- 4 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、附則第3項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。
- 6 附則第2項から前項までの規定は、認定こども園の認定の要件を定める条例に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第3項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。
- 7 昭和62年3月9日以前から存する乳児又は幼児を通じて30人未満を入所させる保育所については、必要に応じ、第42条に定める設備の一部を設けないことができる。
- 8 平成10年4月1日以前から存する児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされる施設については、当分の間、第33条第1項第3号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、第54条第1項第2号(第96条第2項において準用する場合を含む。)中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル」とあるのは「2.47平方メートル」とする。
- 9 平成10年4月1日以前に児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第15号)第1条の規定による改正前の省令第81条、第82条及び第83条に規定する児童の教護事業に従事した期間は、第98条、第99条及び第100条に規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。
- 10 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。
- 11 平成23年6月17日以前から存する乳児院の建物(同日において建築中であつたものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。)に係る第25条第1号の規定の適用については、「乳幼児の養育のための専用の室及び相談室」とあるのは、「乳児の養育のための専用の室」とする。
- 12 平成23年6月17日以前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物(同日において建築中であつたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第24条第2号中「寢室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「寢室及び観察室の面積は、それぞれ乳児1人につき1.65平方メートル」と、第25条第2号中「乳幼児の養育のための」とあるのは「乳児の養育に」と、「乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「乳児1人につき1.65平方メートル」と、第33条第1項第2号中「母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、」とあるのは「母子室は、」と、同項第3号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」と、第54条第1項

- 第2号（第96条第2項において準用する場合を含む。）中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。
- 13 前項の場合において、第24条第3号及び第54条第1項第2号ただし書の規定は、適用しない。
- 14 平成23年6月17日以前から乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第26条第2項、第55条第2項、第89条第2項又は第97条第2項の規定にかかわらず、当該乳児院等におけるこの条例の規定による家庭支援専門相談員となることができる。
- 15 平成23年9月1日以前から乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、第27条第1項、第35条第1項、第56条第1項又は第90条第1項の規定は、適用しない。
- 16 平成23年6月17日以前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法（以下「旧児童福祉法」という。）第42条に規定する知的障害児施設であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法（以下「新児童福祉法」という。）第35条第3項又は第4項の規定に基づき新児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日後に増築され、改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第64条第1項第6号中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「3.3平方メートル以上とすること」とする。
- 17 平成24年2月3日以前から存する旧児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第34条第1項の規定により新児童福祉法第35条第3項又は第4項に基づき新児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日後に増築され、改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第64条第1項第6号及び第7号の規定は、適用しない。
- 18 平成24年2月3日以前から存する旧児童福祉法第43条に規定する知的障害児通園施設であって、整備法附則第34条第2項の規定により新児童福祉法第35条第3項又は第4項に基づき新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第79条第2項の規定の適用については、同項中「通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上」とあるのは、「通じておおむね乳幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数の合計数」とする。